

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成27年3月23日（平成27年（行情）諮問第154号）

答申日：平成28年6月6日（平成28年度（行情）答申第101号）

事件名：裁決書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「裁決書：大裁（法）平23特定番号」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年12月15日付け大管総第195号により大阪国税不服審判所長（以下「処分庁」という。）が行った本件対象文書の一部開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、不開示とした部分全てを開示することを求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によれば、おおむね次のとおりである（なお、審査請求人が添付している資料は省略する。）。

（1）審査請求書

対象文書について審査請求人は、過去に同様の文書について審査請求を行い、情報公開・個人情報保護審査会（以下、第2においては「審査会」という。）の平成25年（行情）諮問第2844号を受け、国税庁の裁決書「国管総198」により、原処分を取り消され、再度開示決定がなされた。

しかし、その内容について、審査請求人は海外旅行の準備・帰還などで知ることが遅くなり、内容について大阪国税不服審判所に問い合わせた時には通常の法定の審査請求期限は経過していた。審査請求人には、内容を知った日が遅いとの理由で期限を経過していないとして争う方法もあったが、そのためにかえって時間と労力が失われる可能性が高いと判断し、改めて同一文書について開示を求める。

審査会及び国税庁の裁決は、個々の情報不開示について判断せず、理由不備があるから改めて開示をせよというもので、それを受けた再開示は何ら不開示部分が減少するものではなかった。

審査請求人の不開示情報該当性主張は、上記諮問に係る審査請求などで主張済みなのでそちらを援用する。

まとめると、法人情報に係る不開示情報該当性は特定のおそれがない。ところが、対象文書の主な内容については、特定法人Aそのものが公表している。特定法人Aは上場会社であり取引関係に係る有利な条件及び取引会社の名称等は資本力に劣る中小同業会社に模倣できるものではなく、大手同業会社相互においては、よく知られている内容に過ぎず、おそれは存在しない。原処分庁が語る経理処理は画一的・機械的処理に過ぎず、それらは企業秘密に該当するはずがない。国税庁サイドの企業会計と法人税の損金性の乖離を認める主張は論議の土台に載せるべきである。青色申告の理由付記についても論議の土台に載せるべきである。

よって、対象文書の全ての情報は不開示情報該当性がない。

(2) 意見書1

審査請求人は、平成26年度（行情）答申第104号に記載された請求人の意見及び当該答申に関連して提出した意見書の内容を継続維持する他、以下の意見を述べる。

ア（資料1）の審査請求人が原告となった特定税務署に対する12件の「異議決定書開示請求」訴訟は原告の勝訴が確定している。判決書12頁のとおり、非開示部分は12件の文書のうち「個人の氏名、名称、住所、生年月日、年齢、預貯金口座番号、生命保険証書の番号、不動産の所在地名及び地番、家屋番号又は法人等団体の名称、住所、事業所名、その所在地、又は代表者、役員、従業員の地位及び氏名、不動産の所在地名及び地番、家屋番号、預貯金口座の番号、生命保険証書の番号」に過ぎない。

審査会において、過去の「答申書」を閲覧すると、行政側の処分に対してなされた「異議申立て又は不服審査」に係る行政からの「決定」文書について、ほとんど追加開示を答申しているものはないといつてよい。

司法からの課税処分に対する「異議決定書」の開示認容は、それまでの審査会の答申を覆すものであり、個別文書の不開示情報該当性を検討する以前に考慮すべき事項である。

答申が司法の確立した結論に違背することは許されない。

本件対象文書は「裁決書」であり、「異議決定書」ではない。国税通則法の第八章第一節「不服審査」では異議申立てと審査請求を一括した条文となっている。前掲判決は主としてこの事実から、「裁決書」と「異議申立書」の性格を重なるものとして原告を勝訴させたと思われる。（審査請求人は、裁判長より基本的な性格が一致するとの発言

を聞いている。)

しかし、異議申立てと審査請求は細部では異同がある。そして、審査会では「裁決書」の審査請求等において、「既に世の中に広く知られているから非開示にするおそれはない」だけの追加開示答申に止まらず、それを超える追加開示の答申の事例も存在する。

審査請求人が「異議決定書」について、審査会に審査請求等をして答申を受けたのは2回に過ぎず、答申例が積み重ねられたとは言い難い。しかし、1件は、追加開示なし、他の一つも「既に世の中に広く知られているから非開示にするおそれはない」という理由の追加開示であり、「裁決書」に比べ実質的開示内容を狭めていることは疑いない。あるいは、審査請求人以外の請求による「異議決定書」に係る答申が存在し、審査請求人が知らないだけかもしれないが、その場合は容赦願いたい。

審査会が異議決定書に比べ裁決書の開示内容を広げていることについては以下の理由が考えられる。

- ① 労働基準局その他の行政処分に対する異議申立ての結果を示す文書について、審査会はほとんど追加開示を認めない答申をしている。
- ② 国税不服審判所の「裁決書」については、不服審判所が自主的に相当の件数を公開している事実がある。さらに、審判所は公開基準を定め公開範囲を拡大する傾向にある。
- ③ 「裁決書」については、審査会からかなりの数の答申がなされており、いくつかの類型的な論点について、論議が煮詰められている。

①から③が事実あるいは実態であれば、本件対象文書については、これまでの答申実績から考えても追加開示がなされるはずである。

審査会は異議決定書については、未だ審査請求人が勝訴した前掲判決を精査することなく、前例踏襲の答申を続けているかにみえるが、裁決書については開示範囲を広げるのであろう。さらに、審査請求人は、異議決定書でさえ司法は原則開示の方向を打ち出しているのであるから、裁決書については、それ以上に開示範囲を広げるべきこと、つまり、事務事業の性質と文書の性格からおのずと定まる情報の不開示情報該当性範囲が課税処分に係る見直し文書については、狭まることを改めて主張する。すなわち、課税処分に透明性を持たせること、納税者に類型的事案について反論権を保証するため、みだりに不開示情報該当性を広げるべきではないと主張する。以上は、本件対象文書の追加開示の射程についての総括的・一般的・抽象的総論である。

イ 類型的意見及び個別的意见

(ア) 処分庁の理由説明書 3 (1) ハ (下記第 3 の 3 (1) ウ) には、別紙 2 の 2 に掲げる部分は、法 5 条 2 号イの不開示情報に該当しないとしていながら、不開示理由を追加するとしている。不開示理由を差し替えるとの誤りではないか。

(イ) 処分庁の理由説明書 3 (2) ロ (ハ) (下記第 3 の 3 (2) イ (ウ)) には「取引形態の一般的な表現等が記載されているのみの情報については、開示されたとしても法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないが、その余の財務状況等が具体的に記載されている部分については、開示することにより契約交渉等において不利益となるなど、法人の利益、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり・・・」との記載があり、それは「平成 23 年度 (行情) 答申第 5 1 4 号」の引用又は要約とみられる。

以上の記載は、構文上別紙 2 の 3 又は 4 についての記載である。ところで別紙 2 の 4 の該当部分は消去法で記載されているから特定しにくい。処分庁は、全て不開示部分を特定表示すべきである。

前掲答申の引用部分は、38 頁ウその余の部分と思われる。その直前の答申 (オ) 1 には、「⑨に区分した部分には、57 頁以降の争点 4-4 の記載内容から容易に推知される情報及び会計科目上の一般的な事項が記載されている。」との記載がある。答申はこれらの部分を開示すべきであるとしている。

別紙 2 の 3 に 2 頁 5 行目が記載されている。行後半の黒塗り部分は、容易に「特別修繕」又はそれに類する用語と認められる。これらはまさに前記引用 (オ) 1 i に記載する「記載内容から容易に推知される情報及び会計科目上の一般的な事項」に他ならない。別紙 2 の 3 冒頭部分から前掲答申部分の不開示情報に該当せず、開示すべしとする類型の内容が出てくるのであるから、他は推して知るべし、であろう。時間の関係で今回は検討できないが審査委員が見れば、不開示部分に相当の (オ) 1 に該当する部分が存在することが確認できるはずである。

前掲答申は、移転価格税制に係る取引価格の設定経緯等を内容とするものであり、本件対象文書とは取引の性格と当事者の課税要件に係る争点を異にする。したがって、本件との比較がそのまま当てはまるとすることはできない。本件は数年ごとに行うことが義務付けられている特別修繕の費用に関して基本契約以外の別契約で清算方法や金額を決定するとの契約について、課税庁が支払いの相手方の修繕債務が未確定との理由で課税処分を行ったものと推察される。債務確定基準は支払方に係る基準であり、支払いの相手方の当該費

用の債務発生時期に関係しないとの会計慣行（というより常識）が存在する。全取引について支出の相手方の売上計上以後の事後費用の時期と内容に無関係に、支払債務は発生するということが、市場経済の前提・常識である。支払方が受けた本件対象文書の基となる課税処分は特定業種Aにとってごく一般的な特別修繕に係る支払契約の有効性が争われたものと思われ、それらは、取引価格の機微やノウハウなどとは無縁の事項である。

取引内容は、業種はもちろん、各取引ごとに微差がある。しかしながら、事実関係がどれほど複雑であれ、法的判断においては特定の観点、すなわち、特定の規範の明確性のため、事実関係は形式合理的を確保する要件との照合に限ってなされる。詳細な事実は形式合理性に従って整理・概念化され、微差は捨象される。当該規範に係る取引の特定の側面に限定して法技術的に法律用語として典型的又は一律的に再構成（再構築）される。そのことにより、特定の観点からの有効性（要件該当性）を検証する。同様に、事実関係がどれほど複雑であろうと、会計判断においては、特定の計算合理性を中核とする観点（会計基準等）から取引は会計的に一律又はまれに選択的に再構成され、勘定科目やその複合・加工概念に集約されることになる。

一端、法律概念や勘定科目として確定された普通名詞からは、個々の個別的事象を推測することはできないから、これら法律概念や勘定科目等を法人情報に係る不開示情報該当性要件であるおそれと相関性があるとの主張は物理的に無理である。

前掲答申39頁6行目以降「取引形態の一般的な表現等が記載されているのみの情報であることから、開示されたとしても、参加人が主張する参加人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、法5条2号イの各不開示情報に該当しないため、開示すべきである。」との記載がある。

この記載と処分庁の理由書3（2）ロ（イ）（下記第3の3（2）イ（ア））及びその後の記載からは、処分庁は経理処理の方法・内容に不開示情報該当性があるとの主張に見受けられる。不開示部分にそれらの記載があるとはっきり書かれているのでそう解するより他はない。

しかしながら、経理処理の方法・内容から、個別取引の詳しい内容がうかがわれるということはありません、処分庁の主張は前提を欠く。

また、取引の性質上、特定委託会社が何らかの方法で相手方の特別修繕費用を負担することになることは当然のことであり、製品開

発・販売経路などのノウハウなどに何らの関係がない。要は、単に費用に係る特定の契約や取引に係る損金該当性の有無が争われた事例であり、このパターンでの、企業秘密的な不開示情報該当性が高まることはない。法人税に係る異議決定書・裁決書はさまざまな個別森羅万象の取引形態を検証しているが、費用負担に係る不開示情報などは、審査請求人が勝訴した全ての異議決定書にも存在しない。

処分庁は、修繕に係る費用がどのようにして不開示情報該当性に結びつくのか説明しなければならない。

本件国税審査請求人にとって、不開示部分は、ノウハウに相関蓋然性があり得る売上でなく、経費支出に係る情報に過ぎない。特定外国子会社にとっては、市場経済上当然に転化すべき特別修繕費の転化時期と転化方法に関する情報であり、これらを開示したからといって当該法人の利益、競争上の地位その他正当な利益を害する情報とは認められない。審査請求人は時間の都合上、また不開示情報を正確に読み取れないことから個別に詳しく「取引形態の一般的な表現等が記載されている」情報かどうか、検証することは不可能である。審査会審査においては、是非とも実際の記載について個別に確認・判断されたい。

(ウ) 理由説明書 3 (二) ハ (下記第 3 の 3 (2) ウ) には不開示理由の追加とあるが、構文上不開示理由の加算的上書きとはいえ不開示理由の差替えではないか。

(エ) 理由説明書 4 (下記第 3 の 4) には、「普通名詞で契約内容を説明している部分だけでもそれを開示することにより、法人の内部管理情報がうかがわれ・・・」との記載がある。

内部管理情報の内容を記載しない抽象的な記載である。組織内部の事情は裁決書に記載するに及ばず、組織として最終的に行った事項以上を記載するはずはないと思われる。従業員の金員流用、組織内の大株主・特定役員及びそれらの関係者に対する利益供与など特定の類型については、内部管理状況を記載する必然性があるが、他者に対する経費支出方法に関して、課税要件に関係させて内部管理情報を記載する必要性は全くない。

(オ) 課税処分に係る理由附記は、課税処分の透明性を高める趣旨から国税通則法の改正においても改善が図られたところである。

理由附記の不開示部分は別紙 2 の 3 とされる。対象文書の 5 6 頁 6 行から 8 行にかけて「費用に計上した○○○○のうち○○○として計上すべきものを更正通知書の記載自体から特定し得る程度に記載すべきである。」との記載がある。

そもそも、理由附記は課税処分の透明性を高め、納税者の反論論

拠を提供するものであり、納税者保護の観点から行われるものであるから、納税者の正当な利益を害するおそれと対極にあるものである。〇〇〇〇は特別修繕費、〇〇〇は資産等と解読できるものであり、これらの表現に不開示情報該当性はありません。なお、審査請求人が国税不服審判所裁決要旨検索システム（資料2）で検索したところ、本件対象文書は検索対象外（該当なし）であった。

理由附記に係る処分庁の主張は、隠蔽という目的が先行する後付けの屁理屈である。

(カ) 審査請求人は、(資料3)により、特定の日付、特定審判所の裁決要旨を検索した。該当件数は2件あり、本件対象部分の開示された部分と照合して本件対象文書に係る裁決書であることに疑問はない。

2件の裁決要旨を見ると、処分庁の不開示部分の一部が開示されていることがわかる。

このことには二つの意味がある。

一つは、ホームページで公開された部分すら、情報公開で不開示とするのは違法・不当であり、国税不服審判所の隠蔽体質が明確になったということである。

もう一つの意味は、原処分の開示度は裁決要旨の意味すら読み取れない不十分なものであったということ。つまり、原処分は違法不当に止まらず、情報公開の法理と社会的意義を無視した暴挙だということである。

(3) 意見書2

ア 不開示情報該当性のある法人情報の要件について

本件について諮問庁は、法5条3号及び4号による不開示情報該当性を主張していない。3号及び4号の不開示情報該当性要件には、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」との記載があり、おそれの内容を厳密に確定具体化する要件ではなく、具体性を類型的・一般的蓋然性にまで薄めている。不開示情報該当性の立証責任が行政側にあることについては、実務において争いがなく、本件対象文書について諮問庁が3号及び4号該当を主張していないことからすれば、諮問庁の法人情報に係るおそれの内容指摘は抽象的・一般的な表現・記載ではならず、おそれの内容を不開示部分の性質・性格・内容に即して個別具体的に摘示する必要がある。

しかし、諮問庁の理由説明書はまるで審査請求人に不開示情報該当性否定の立証責任があり、おそれの判断が諮問庁の裁量範囲にあるかのような説明となっている。諮問庁は2号に係る不開示情報該当性の要件であるおそれの具体的内容と具体的実在性及び情報との具体的関係性及び必然的相関性が抜けていて立証責任を果たしていない。不

開示情報該当性の立証責任を果たすべく個々の細分化された情報ごとに、個別具体的内容記載に改めるべきである。

たびたび引用している審査請求人が原告となった異議決定書開示請求訴訟において、被告国側は（資料１）準備書面において、業務管理の手法や経営上のノウハウを抽象的・一般におそれの内容として不開示該当性を主張した。しかし、裁判所はそのような一般のおそれの指摘主張を聞き入れることはなく、判決文においても一顧すらしていない（記載がない）。開示が争われた法人等は１２件であり、上場会社はない。ノウハウや内部統制について開示度が低い非上場会社においても、一顧もされなかった抽象的主張を上場会社において認めて良いはずがない。

資料１と裁判所の開示決定内容の一部（法人に係る異議決定書１件の一部（資料２））を対照させることは有益である。

まず、被告国側の主張を引用する。

「（２）本件各請求文書の中には法人等を特定できるか否かにかかわらず当該記述を公にすることにより当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるものも含まれることなお、当該記述が特定の法人等を識別することができるものであるかどうかの論議をおき、当該記述を公にすることにより、当該記述が特定の法人等を識別することができるか否かにかかわらず、当該法人等の正当な利益を害するおそれがある記述も、以下のとおり存在する。

ア 本件請求文書５．別紙２，別表１ないし２０

（ア）別紙２の１項には、異議申立人の異議申立ての理由として、証拠Ａの作成経緯，異議申立人の関係法人との取引内容，業務管理や経理処理の方法，売上金の管理方法，防犯警備体制，異議申立人の事業所内の備品の種類，量，型番，性能，関係者の供述内容，陳述書の内容，関係者との具体的なやり取りを含む原処分時の調査の状況が，２項には，異議決定段階の調査の結果に基づく事実認定として，証拠Ａの作成経緯，記載内容，異議申立人の組織形態，取引内容，異議申立人の売上獲得の手段，経理業務内容，事業所内の備品の種類，名称，性能，型式，製造者，補修状況，導入時期，異議申立人における売上金等の金銭の管理，集計及び経理処理の方法，売上げの用途，これらに対する関係者の関与方法，程度，異議申立人において開催される会合の開催の頻度，関係法人における従業員等の退社の状況，事業所内の備品の種類，名称，性能，型式，製造者，使用

状況，管理状況，補修状況，導入時期，経理業務内容，陳述書の内容，調査先での臨場の際の調査状況，関係者の供述内容が，3項には，賦課決定以外の原処分 of 適法性に関する判断として，異議申立人の売上げの管理・集計方法，防犯警備体制，経理処理の方法，異議申立人の事業所内の備品の機能，当該備品及び他の備品の名称，種類，型式，当該備品の不具合の具体的状況，当該備品の製造者，証拠Aの作成経緯，作成方法，具体的記載内容，記載された売上内訳種目，関係者の供述・陳述書の内容，異議審理庁の事実認定，法的評価，判断，異議審理庁の判断に反する異議申立人及び関係者の指摘等が記載されている。

また，別表1ないし20は，いずれも別紙2の理由説示中で引用された表であるが，各表には，異議申立人の所得原因事実に関する証拠A及びその他の証拠の内容について，対象月の日付，曜日ごと及びそれらの合計として，売上げの内訳種目及びその合計並びに証拠間の差額という具体的な数額とともに記載されている。

(イ)これらの記載内容によれば，異議申立人の業種とともに，異議申立人や関係法人が採用する業務管理の手法等，経営上のノウハウともいふべき事項が，具体的な日別，月別，売上内訳種目別の売上金額とともに明らかになるのであって，競合する同業他社が，これらの企業秘密を知ることにより，当該ノウハウを考案し，試行錯誤を重ねるといふ労力を要することなくこれを採用し，また，具体的な数値に基づく異議申立人の経営状況を参照して経営方針を立てて利益を上げるなど，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。例えば，備品の状況一つをとってみても，競合他社において当該備品の実際の作動状況を事前に知れば，自らの資本を投下することなく当該作動状況をも踏まえて当該備品を導入するかどうか等について検討することができるのである。」

国は，上記の説明をしているが，訴訟終了後開示された資料2をみると，業種名がパチンコであることを含め上記部分はほとんど開示されていることが明らかである。

この裁判例と比較すると諮問庁の理由書にはおそれの具体的説明がほとんどなされていないことがわかる。そして，上記の説明も裁判所は認めなかった（検討していないから一顧もしなかったことになる。）。

上記裁判事例に係る対象文書は異議決定書である。本件対象文書の裁決書に上記事例より法人情報に係る不開示部分を増加させる要因はないと思われる。

法人情報について諮問庁は法5条1号の個人情報の不開示要件と混同させ、又は同質のように見せかけ誘導している節がある。

一般に法人は、秘密結社のような存在を除き、社会や個人に開かれた存在である。なるほど内部情報の一部には2号該当のおそれがある情報もありうるが、法人は情報の性質によっては積極的に法人情報を公開、若しくはその法人に有利な事項を選別して宣伝さえする存在である。そのような一般的事実から法は、単なる法人情報に不開示情報該当性があるとはしないで、当該情報に2号要件に定める特定のおそれがあることを必要としている。本件対象文書の内容は、法人納税者が税務上の争いにおいて、税務当局の課税処分を取り消したという事実を基礎としており、大枠において当該法人の地位や利益を毀損するものではなく、反対に諮問庁の信用を毀損するものであることを強調しておく。2号該当性を考慮・判断するには、前提としてこのような基礎的事実の反射的影響を踏まえ、本件対象文書の2号不開示情報該当性が相当に縮減されることを判断基準の前提とする必要がある。法人情報にも個人情報同様、諸条件による伸縮が決まる。諮問庁が法人情報を諸条件に照応させることなく、初めから結論ありきとして拡張していることは個人情報と同様である。

イ 不開示情報該当性のある個人情報の要件について

(ア) 一般的に法5条1号の個人情報については、特定個人の関連情報の意味づけや関係を拡大することによりいくらかでも拡張することが可能となるであろうし、逆方向に縮減すれば、究極的に氏名だけに限定することもあり得る。つまり、法が不開示情報とする個人情報の範囲は個別事情により、伸縮する。そこで解釈上、特定情報の不開示情報該当性に係る個人情報の範囲を個別的に確定するためには、行政機関のその情報に係る事務の性質を大枠として、次にその対象文書が含まれる類型的情報（文書等）の性格を他の類型との異同などから論じ、最後に対象特定文書の記載内容を考慮して不開示情報該当性に係る個人情報の範囲を判断する必要がある。本件に即していえば、事務の性質は課税処分の見直し、文書類型は裁決書、特定文書の記載は一部又は全部の課税処分取消で納税者及び新聞で報道がなされた事案であること。

ところが、諮問庁はそのような枠組みを考慮して段階的判断をすることなく、形式的・一律的に不開示要件である個人情報と決めつけている。

(イ) 次に、文理解釈上は法5条1号の個人情報に該当するとしても、様々な理由から、不開示情報該当性阻却事由があり、開示すべきとする事例が審査会や裁判事例に存在する。

諮問庁は不開示情報該当性の判断に当たって、(ア)、(イ)の判断を回避し、一般的・抽象的に1号該当性を主張する。これでは、不開示情報該当性の立証責任を果たしていることにはならない。

(ウ) 最終的に国税不服審判所の検索システムにより本件対象文書の要約を5件発見した。各裁決要旨が本件対象文書の要約であることは、裁決日付、審判所名、争点記載と要旨内容から明らかである。(資料3)

また、本件対象文書の基となる特定法人Aに対する課税処分について新聞報道とそれについての特定法人Aのニュースリリースをインターネットから入手した。(資料4)

例えば、特定法人A自身の特定年月日A付けのニュースリリースには、「特定年月日B」付けで更正通知書を受領した旨の記載があり更正通知書の日付は特定月日の可能性が極めて高い。本件対象文書3頁7行は、更正処分の日付が書かれていて、諮問庁の不開示理由は別紙1の3である。諮問庁の理由説明書3(2)(二)(下記第3の3(2)イ(エ))には、「本件不開示部分3が、本件国税関係審査請求人自身又は審判所によって、これまで公にされた事実はない。」との記載があるが、事実ではない。これは、一例に過ぎない。

国税不服審判所の裁決要旨でわかる記載を不開示とした見識は疑わざるを得ない。

ウ 諮問庁の理由説明書と該当箇所の照応不備

理由説明書別紙2によれば、124頁の18行目及び23行目は不開示情報該当として個人情報にも法人情報にも該当するというが、7又は5字で複数の情報に該当するとの説明は事実とは思えない。

エ 個別情報に対する意見と主張

個別不開示情報について現在判明した事実などにより、諮問庁の理由説明に反論する。

(ア) 諮問庁が別紙2の1に該当するとした部分

該当箇所には個人名と読めず何らかの性格等を呼称したと推測できる部分(以下、2(3)エ(ア)において「第1区分」と呼称する。)、個人情報の過大な拡張と推測できる部分(以下、エ(ア)において「第2区分」と呼称する。)、法人情報を個人情報と言い換えたと考えられる部分(以下、2(3)エ(ア)において「第3区分」と呼称する。)などがある。

第1区分には確認書・調査報告書・要望文書・合意文書・説明文

書等の記載の直前に記載されている部分であり，これらは個人情報とは考えられず，諮問庁は別紙１の４に該当すると主張した部分に根拠のない個人情報との主張も付け加えたということにしかない。

この部分が個人情報に該当しないことは明らかであり，別紙１の４の主張も裁決書に審理過程を記載することはあり得ず失当である。また，諮問庁が別紙２の２に該当するとした部分も第１区分に属する。

第２区分には，４１頁２０行目３番目及び２１行目を例示として示す。

第３区分には，３５頁２行目を例示として示す。

以上のとおり，諮問庁の不開示の個人情報と称する情報はあまりにも拡張されていて，違法・不当である。

(イ) 諮問庁が別紙２の３に該当するとした部分

１５頁から１６頁にかけての記述は不服審判所が措置法などを引用して争点１に係る法令解釈等をした部分である。このような情報は法人情報には該当しない。措置法の条文やその一般的な説明すら不開示情報とする神経がわからない。１７頁から２４頁にかけて特定法人Ａが負担した費用の一般的な名称等を不開示としている。諮問庁の理由説明書の３の（２）の（ハ）（下記第３の３（２）イ（ウ））には，「取引形態の一般的な表現等が記載されている・・・」との記載がある。費用の名称や性質・性格は抽象的一般的な情報であり，法人情報ともいえない。まして費用名は不開示情報該当性要件の「おそれ」とは無縁である。

５５頁から６２頁にかけての記載は内容から資料２の争点番号「３０１５０１０３３」及び「３００７１６１１０」に照応することが明らかである。諮問庁は，３の（２）の（ニ）（下記第３の３（２）イ（エ））において，「本件不開示部分３が，本件国税関係審査請求人自身又は審判所によって，これまで公にされた事実はない。」と主張するが不開示情報のうち，「資産」，「棚卸資産」，「消耗品」などが裁決要旨に記載されており，虚偽である。また，このような一般的情報について，「おそれ」の証明以前にそもそも法人情報ではない。６０頁１行目２，３番目は争点番号「３００７１６１１０」裁決要旨記載のとおりそれぞれ「場所」と「備付け」と解される。審判所自身がホームページで公開した情報であり，この公認会計士の陳述を審理過程と称するのはおかしい。およそこのような情報を審理過程と称して不開示処分をしている「裁決書」がこれまであったとは思えない。少なくとも審査請求人が開示請求した約１００件の裁決

書には見当たらない。

90頁以降の争点1の該当部分については、主として修繕費負担に係る費用負担の損金算入適合性を会計原則や業界慣行などにより評価判断しているもので、おそれはもちろんのこと法人情報に該当するとはいい難い。

120頁からの争点4の該当部分には、特定の資産を貯蔵中の消耗品として棚卸資産に計上すべきかどうかを特定事業者として一般的に使用する消耗品についての争点である。このような記載は個別の法人情報とはいえず、おそれもあり得ない。一方、121頁請求人主張4行目の不開示部分は慣用句として数量（及び単価）の語句が推測されるところ、同じ争点を扱う59頁12行目に（数量及び単価）の語句があり不開示部分は「数量」と断定できる。このような情報を法人情報とする審判所の考え方がわからない。またある場所では開示し、他の場所では不開示とする整合性のなさも目に余る。124頁請求人主張8行目は船舶以外ではあり得ず、このような情報を法人情報で特定のおそれがあるとはいえない。

更正決定の理由附記の不備については、事例を積み上げ類型化することが望まれるが、不服審判所は裁決事務において一部の理由附記の不備事例の内容を記載することを恣意的に排除する結論がまず先にあり、事後的に不開示理由を審理過程の記載としてひねり出しているにすぎない。

審理過程の後で審判所が理由附記を付け加えたというような話ではない。裁決書の基となる課税処分が付随して当該課税処分を行った課税庁が理由附記をしたのである。

時間的・論理的に審理過程以前から理由附記は特定の文書の中に存在している。よって課税処分が付随して記載された理由附記の内容を開示するかどうかの判断基準に不服審判所の審理過程が含まれる道理はない。仮に不服審判所が理由附記の内容を変えさせる権限があるとすれば、論理的には基の理由附記と審理過程とは関係がないとはいいきれないことになるが、そのような権限はない。理由附記の不備は、課税処分の有効性に直結し、審判所は理由附記が不備かどうかを判断する権限しかない。

126頁からの争点5について、資料2争点番号「300716110」と他の箇所を総合すれば、特定業種Bにおいて法令上保有すべきとされる消耗品としての資産について、「所定の場所へ備え付けられた時点で事業の用に供したものであるかどうか」が争点であることが明白である。このような業界汎用品について、法人情報やおそれの主張をすることは無理がある。

この点についても諮問庁の不開示理由には何ら根拠がない。

(ウ) 諮問庁が別紙 2 の 4 に該当するとした部分

別紙 1 の 3 及び 4 に該当するというもので分量も多い。

諮問庁の理由説明書別紙 1 の 4 の前提又は下敷きには、理由説明書 3 (3) 口 (下記第 3 の 3 (3) イ) の見解がある。審査請求人が原告となった「異議決定書開示請求訴訟」における被告国側の第一準備書面の一部 (資料 5) の 24 頁 3 行目から 25 頁 2 行目までの主張は、公判中常に被告の主張として主旋律又は通奏低音を演じた内容であり、審査請求人は該当部分を諮問庁の見解の中心的部分として重視するから以下に引用する。

「また、別紙に記載された内容の中には、一般的な法令解釈等に関する記述も一部含まれているが、異議決定書の性格やその記載内容の具体性を踏まえると、別紙に記載された内容は、その全体が正に前記守秘義務により保護されるべき当該異議申立人の秘密に属する事項なのである。

そして、国税当局が、自らその一部でも公にした場合には、それが一般的な法令解釈等に関する部分であっても、その内容から当該異議申立人に対する課税処分の内容が推察されるおそれがあることは否定できず、当該異議申立人を含め、このことを知った納税者の税務行政に対する信頼を失い、今後、納税者からの自己に関する情報の提供や税務調査への協力が得られなくなるなどのおそれがある。さらに、別紙には、当該異議決定の理由が記載されており、異議申立人の氏名や異議申立人以外の第三者の氏名及び法人等の名称のほか、異議申立人の世帯の状況、事業の規模、取引の内容・形態等又はこれらを推察することのできる記載、収支や財産の状況等に関する原処分における事実認定や税法解釈等に対する異議申立人の主張、原処分庁が異議審理庁として再調査した内容やそれに基づく事実認定及びこれらに基づく原処分の妥当性についての異議審理庁としての判断が具体的かつ詳細に記載されていることに加え、原処分時の調査担当者と被調査者との生々しいやり取り等が細部にわたり記述されていることから、仮に違法行為を行おうとする者がいた場合、これを公にすることにより巧妙な隠蔽工作の端緒を示唆することになりかねない。このような事態が生ずれば、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」を重要な任務としている国税当局による調査事務等において、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれが生じ、ひいては、税務行政の適正な遂行に大きな支障を及ぼすおそれがあるというべきであり、所得税異議決定書は、情報公開法 5 条 6 号の不開示情報

に該当するものである。」

高裁確定判決文では国側のこの種の主張を取り上げず、したがって主張の当否も検討していない。裁判所は主張を切り捨てたのである。高裁確定判決は、国側の当該主張を裁判所が検討する余地（価値）のない根拠に乏しい主張と判断した。このことは、異議決定書 12 件に係る判決内容が個人・法人情報に属する極めて狭い範囲を除いて開示するよう命じたことと合わせ疑う余地がない。諮問庁は、異議決定書は裁決書より公開性の薄い秘密性の高い文書と主張し続けていた。それが正しいとするならば、相対的に公開性が高く、秘密性の薄い裁決書についても、同様の主張は前掲確定判決により、検討するまでもなく根拠のない主張ということになる。

以上大枠の他、前記 12 件の異議決定書のほとんどは納税者の主張を棄却している。そのことからすれば、あるいは納税者自身に恥じうる事情があった可能性がある。しかし、本件対象文書の裁決は 5 件の裁決要旨を見る限り課税処分の全てを取り消している。したがって、特定法人 A は課税処分について何ら世間をはばかる必要がない。胸を張っていればよい。

値上げ要請・修繕費用負担・消耗品の棚卸資産該当性判断・更正決定の理由附記、これらのごくありふれた一般的事象に過ぎず、納税者が秘密にしたい動機に乏しい。これらが公開されれば特定法人 A が非協力になるという動機や根拠はなく、逆に諮問庁が恥をかきをおそれる動機が透けて見える。

(エ) 諮問庁が別紙 2 の 5 に該当するとした部分

この部分は一箇所でも〇〇頃の表現であり、その 2 行前に「すなわち、平成 17 年当時」との文書の一部であるから具体的な月と日を記載したものと推測される。

この情報は、資料 2 の日付欄が全て開示されたことと比較しても不開示情報該当性はあり得ない。

(オ) 原処分は、当事者の主張欄を裁決書本文以上に不開示部分が多い。不服審判所において、「争点整理票」と呼ばれるこの部分は審判所が当事者の主張を整理要約したものである。(資料 6) として、不服審判所ホームページで最近公表されている争点整理票を示す。この資料では争点整理票も公表され得るものであり、不開示部分は極めて少なく、意味が分かるようになっている。諮問庁の原処分では、この資料の争点 2 における「取得費」や「譲渡費用」に相当する箇所を不開示にしているが、単純な会計タームなどは何を基準として開示・不開示を決めるのか明らかにすべきである。

(4) 意見書 3

審査請求人は、本件対象文書（裁決書）の事案に係る大阪国税局名の「異議決定書」を入手している。その異議決定書のコピーは、開示請求書のコピーと共に既に審査会に提出済みである。当該審査請求人の開示請求は、開示文書を特定の1件に絞ることなく開示請求日より新しいもののうち20件とのくくりで行っている。そのうち審査会に提出した1件が本件対象文書の事案と同じ法人への課税処分に係る異議決定書であることは裁決書との比較及び当該異議決定書3枚目の賦課決定処分の日付として記載された特定年月日Bの日付が特定法人Aのニュースリリース（資料1）の「特定年月日Bに更正通知書を受領しております。」と同一日付であることから明らかである。

同一の課税処分に係る異議決定書と裁決書の開示状況の異同などから諮問庁の裁決書でマスキングされた不開示情報該当性判断の妥当性を検証する。

ア 本件対象文書と異議決定書の比較・検証で留意すべき前提と環境

（ア）裁決書と異議決定書の性格の異同

両者とも行政側からする課税処分の見直しであり、司法的見直しとは異なる。これは見直しの審理過程が公開されていないこと、国税通則法で同じくくりの規定されていることから分かる。異議決定の審理は再調査の側面があること、不服申立ては税額を増額させる裁決ができない、裁決書の一部は公開されているなど細かい相違はあるものの大枠としての性格は同様である。

（イ）同一事案を基礎とする同一性格の文書という射程

法の不開示情報該当性は、情報の基となる行政事務の性格、類型的な情報の性格、個別具体的情報という情報を構成するピラミッド構造全体から考察される必要がある。裁決書と異議決定書に類同性がある上、考察二文書は同一課税処分に対するものであることから、両者の不開示情報該当性判断基準は相似的であることが自然である。細かい部分については、基準に相違が生まれる可能性はあるものの、おおまかな部分は同じような判断になるはずである。

（ウ）裁決書の宛名人について審査請求人も特定法人と認知し、諮問庁も宛名人を開示している。それに対して異議決定書の宛名人は当初審査請求人にとって不知であった。

裁決書について、宛名人自体がニュースリリースし、広域的に報道がなされたことは周知の事実である。よって（一般的環境として）裁決書には、かなりの情報が不開示情報該当性阻却事由に当たると考えられる。世の中で現に流通している情報を遅れて開示したところで特定の「おそれ」が新たに生じる道理はないからである。

一方、異議決定書では開示請求で課税処分対象者の指定はされて

いないから、世の中に流通しているからという理由で不開示情報該当性阻却事由に該当することはないはずのものである。

イ 以上を念頭において、現実の両文書の開示度を比較することになる。比較することで検証すべき事項は次の3つである。

(ア) 両文書における行政側の不開示情報該当性判断の基準が異なっている可能性を検討する。又同様の基準であっても基準がより具体的に記載されている場合は具体的に記載された基準の妥当性を検討することになる。

(イ) 両文書に記載された課税処分的基础となる事実関係について一方の開示で不開示とされ、あるいは触れられていないため、他方の開示で判明する事項があれば、本件対象文書で処分庁が不開示とした部分で5条2号イ及び6号柱書きに規定する「おそれ」が実際に存在するかどうかを検証する材料となり得る。5条2号イに係る「おそれ」は理由書に典型的に書かれている。5条6号柱書きに関して理由書に記載された「おそれ」は同条2号イのおそれを前提として新たなおそれを記載したもので同号イのおそれがなければ自動的に存在しないおそれである。

両文書の開示状況から、直接「おそれ」の存在と内容が特定、確認できなくとも諮問庁の主張する「おそれ」の範囲を推測でき又は虚構性を検証できる可能性がある。

(ウ) 異議決定書では上記(イ)に示した単なる事実関係の摘示に止まらず、会計・税法に関係づけた事実摘示(特定(会計的又は税法的)の視点からの事実説明)と課税庁及び納税者の会計税務的判断そのものの記載について裁決書でマスキングされた部分について一部開示されており、相当部分が復元可能である。後者(課税処分庁及び納税者の会計税務判断)の内容を課税処分の当否・妥当性の観点から直接問うことはもちろん本来の目的から外れることではあるが、前記(イ)の事実関係の視点を一旦離れテクニカルターム集約された部分について開示するだけでおそれが生じるかどうかを検証できる可能性がある。

ウ

(ア) 上記イ(ア)の検証

異議決定書には、不開示とした理由について法5条1号及び2号イが記載されているが、裁決書に不開示とした理由として記載された同条6号柱書きは記載されていない。このことから、不開示理由としての同条6号柱書きは付け足しにすぎないことが分かる。通常、世の中に流通していない情報のほうが、国の事務に関して将来の不定の「おそれ」を生じる可能性(余地)が残されているといえ

るが、本件対象文書の基となる情報は相当程度世の中に流通しているものであり、「おそれ」の余地は少ないと考えられる。

また、本件対象文書に係る不開示とした理由2には、「特定法人の経理処理の方法・内容」等不開示とした理由3には、「特定法人と他者との取引や交渉の内容」等5条2号イ該当性について異議決定書の一般的不開示表現よりは表現内容としては、より具体的に記載されている。

しかし、具体的とはいえ、裁決書に記載された理由3の範囲は法人活動の大部分を占める一般的取引全てが不開示対象となりかねない包括的内容であり、理由2も取引の記録の会計税務的視点からの集約整理といえるので結局、両者を合わせ法人活動のほとんど全てを不開示範囲に含み得る、無限定な範囲規定となっている。

このような包括的記載だけで、不開示とされた特定情報に係る「おそれ」の実在性とおそれの個別具体的内容を説明せず、不開示情報該当性を安易に認定することができるのであれば、営利法人である特定法人の活動のほとんど全てを不開示情報とすることが可能となる。

それは、「原則開示」という法の趣旨を逸脱するもので、不開示部分とおそれとの個別具体的な相関関係は立証されなければならない。

(イ) 上記イ(イ)及び(ウ)の検証

ここでは異議決定書の内容に限らず、新たに判明した事実や新たな所見をも合わせ検証する。

a 諮問庁理由2関係

(a) 異議決定書(19)枚のうち(1)枚目関連

異議決定書(19)枚のうち(1)枚目には「定期検査費用」、「補修用部品」、「貯蔵品」の記載がある。しかし、裁決書にはこれらの文言は記載されていない。

これらは、経理処理等とはいえない事象や物品名称を含み、「おそれ」の存在は微塵も見通せない。

諮問庁の手法は経理処理等とはいえない事象や物までも強引に経理処理等に結び付けていて問題がある。

(b) 特別修繕準備金関係

異議決定書、裁決書共に特別修繕準備金の文言を明示しない。裁決書84頁から85頁にかけてマスキングされた部分には特別修繕準備金の記載があると認められる。

(資料2)は国税不服審判所裁決要旨検索システムより、キーワード「準備金」で検索した4件の裁決要旨であるが、いずれの要旨も準備金の名称を記載している。最後の特別修繕準備

金に係る裁決は本件対象文書と同じ準備金に係るものであるが準備金名称を伏せてはいない。同じ裁決に係るより詳しい裁決事例集（資料3）も公開されている。

したがって、本件対象文書においても同様に特別修繕準備金の名称やそれを記載した租税特別措置法の規定などの記載をマスキングする理由はないと考える。諮問庁は特別修繕準備金周辺情報の個別具体的な不開示情報該当性を立証する必要がある。

資料2の不服審判所裁決4／5頁（ハ）「次に、特別の修繕の費用の支出に備える必要があることが適用法人となる要件とされるところ、これは、法律又は契約に基づき特別の修繕の費用を負担すべき法人が適用法人となることを意味していると解するのが相当である。したがって、特定船舶に係る定期検査費用については、通常は、船舶安全法5条の規定により定期検査義務が課される特定船舶の所有者が定期検査費用を負担すべき者となると認められるが、契約により定期検査費用を負担すべき者が別途定められている場合には、これに従うべきものと解される。なお、定期検査費用の支払義務を負う法人であっても、賃貸借契約等により、定期検査費用に相当する金額を、定期検査費用が発生する時点で、特定船舶の賃借人等から受領できることが明らかにされている場合には、当該受領する法人は、当該定期検査費用を負担するとは認められず、また、特別の修繕の費用の支出に備える必要があるとも認められないことから、適用法人とはならないと解するのが相当である。」との記載がある。

この反対解釈及び（資料4）の法人税関係措置法通達57-8-1に記載する（特定船舶を賃借している場合の特別修繕準備金勘定の積み立て）の類推解釈から本件裁決書に係る請求人の特別修繕部分の損金算入を認容すべきとの判断も可能であるが不服審判所は判断を示さず棄却した。異議決定書のマスキング部分及び裁決書を見る限り請求人が特別修繕準備金に係る上記裁決や通達を踏まえた主張をしたとの記載はないと思われる。

審査請求人も経験したことがあるが、異議決定書や裁決書において、請求人の主張を記載しないことがある。改正前の税法であるが、船舶以外の特別修繕準備金を排除した改正であり船舶に係る特別修繕準備金の税法的扱いは実質的に変更されていない。

にもかかわらず、過去の条文ではあれ裁決書84頁から85頁にかけて特別修繕準備金に係る税法条文などを不開示情報と

したことは違法である。諮問庁は、請求人の特別修繕準備金に係る詳細な主張を掲載せず、矮小化した主張に改竄した上で不服審判所としての判断を記載しなかった（今のところ状況証拠に基づく推測にすぎないが）ことが露見することをおそれ、特別修繕準備金の記載にマスキングした可能性がある。

審査請求人は先日、大阪国税局に特定法人Aに係る不服申立ファイルの情報開示を請求したが、大阪国税局は約2年半もの開示延長決定を行った。このことも、上記マスキングと一連の関連があるのかもしれない。

(c) 異議決定書(19)枚のうち(16)枚目関連

上記23行から26行にかけて「申立人の所有する○○」、「申立人の特定外国子会社等が所有する○○」、「○○管理業務の委託」の記載がある。「○○の修理のため、あらかじめ補修用部品を購入し○○○○○しています。」との記載がある。

これらの記載から裁決書争点5のマスク部分の一部が解明できる。

裁決書の57頁の27行目○○○○契約とは、船舶保全契約又はそれと類似した意味内容であろう。

28行目の最初の2つのマスク部分はそれぞれ「所有」、「賃借」又はそれに類する語句である。

さらに、裁決書122頁3での冒頭の2つのマスキング部分は、ある物の所有権の所在を巡る請求人と課税庁との見解の相違を示している。2つ目のマスキング部分は「補修用部品」又はそれに類する語句であろう。これらのマスキングには問題が多い。

まず、これらの語句まで法人情報を拡張すること自体問題がある。次にこれらの情報が理由2に記載する経理処理、財務状況の記載とはいえない。法人情報を拡張しすぎている。また、「おそれ」の存在は認められない。特に補修用部品に係る所有権の所在論議に「おそれ」があると主張する主張は的を外れている。以上、この部分に係る諮問庁の理由説明は具体性・相関性と有効性が欠けた一般的かつ空想的な空理空論である。特定業界で一般的な事業周辺の業態や消耗品の名称の開示が何らかの「おそれ」に結びつく可能性はない。

(d) 裁決書15頁6行目から8行目のマスク部分

当該部分を含む15頁の2行目から9行目までは区点の一つしかなく一続きの記述と認められる。マスク部分の前の通達の記述からこの一続きの記述は特定法人A自身の会計処理や申告

調整内容を記載したものでさえなく、不服審判所の特定通達に対する理解を記載したものと認められる。このような記載まで（特定の）法人情報とすることは到底できない。

b 諮問庁理由 3 関係

(a) 総括的判断

理由 3 の全文は「特定法人と他社との取引や交渉の内容、他社との契約書の内容、取引における他社との費用負担額及び特定法人内における決裁や承認に係る内部文書等についての具体的な記載があり、これらの情報を競合他社その他の第三者が知ることとなった場合、特定法人の営業秘密や事業戦略に関する内部の意思決定過程が公開され、特定法人が競争上不利な立場に置かれるおそれがある。したがって、これらの情報は、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 5 条 2 号イに規定する不開示情報に該当する」となっている。

諮問庁が理由 3 とした不開示情報は、争点 2 「契約船価の値上げ」に係るものが大部を占める。

争点 2 に係る裁決書の 3 7 頁 2 3 行から 2 4 行にかけて「コスト競争力の悪化を招来し、請求人の〇〇〇〇における事業戦略に多大の影響があることから、コスト競争力を高め・・・」との記載がある。

この記載から争点 2 の前提となる特定法人 A の内部文書等に記載される骨格部分はコスト競争力に関するコスト計算などであり、売上に係る取引先別、性質別（サービス、積み荷、業態等）内訳、関係取引先の変更など事業の基幹部分の変更や新規性のある事業展開の立上げを記載しているのではないことが分かる。

先日破綻した特定法人 B の中期経営計画に関するお知らせ（資料 5）と特定市況の一つである特定指数の推移グラフ（資料 6）を参照すれば特定事業は代表的な市況産業であり、その採算はほとんど運賃市況に左右され、コスト計算も運搬物資など多変数解析による不確定部分を特定の数値に固定させた上で暫定的に推定する他ない。他の業種と比べ変数が多く、市況変化が激しい分、時間と共にコスト計算の変数も変動することになる。

つまり、数年前に策定したコスト計算シミュレーションの妥当性は時間が経過し結果が確定して初めて評価できるものであり、過去のコストシミュレーションなど現在の事業戦略にとっ

ておよそ意味を持たない。

したがって、それ（過去の意思決定や周辺の環境）を開示したところで、現在又は将来の法人の権利や競争上の地位が脅かされることなどありえない。また、特定業を営む上場企業にとって事業戦略を随時投資家に教示することは、特定法人Bにみるまでもなく義務といえる。過去の事業戦略の前提となる当時の業界環境又は財務的予想と位置づけられる過去の内部文書の税務的判断等の一端を開示したところで法人の権利や競争上の地位が脅かされることなどありえない。

以上は一般論である。個別具体的に、裁決書32頁14行から15行に「値上げした方がキャッシュフローが改善されるので」との記載及び裁決書44頁16行から18行に「上乘せを受けていただいた事と引き替えに、・・・差し引きました。」との記載から争点2に係る事実と企業秘密・利益侵害との個別具体的相関性強弱を推定できる。

上記の記載から、争点事実はキャッシュフローの改善に係ること、個別取引企業との利害調整であることが明らかであり、企業戦略というより営利企業であれば日常的に行われる財務管理・個別取引交渉の一つであり、事業戦略の一環とか、ノウハウとかの性格を持たない。特に個別事例は挙げないが、この程度の事実であれば、国税不服審判所が公開している裁決事例に記載されているものは数多い。

諮問庁理由説明書3(2)ロ(ハ)(下記第3の3(2)イ(ウ))は平成23年度(行情)答申第514号を簡略化した上で引用している。

当該部分の全文は答申38頁ウの「別紙1の4に掲げる不開示部分のうち、別紙2の3の「開示すべき部分」欄に掲げる部分を除く部分には、本件更正処分の対象となった事業年度、国外関連者の名称、国外関連取引の製品名、取引価格の設定経緯、金額、独立企業間価格の算定方法、参加人の財務状況等が個別具体的に記載されている。特に、これら移転価格税制に関する具体的な情報には、企業製品の製造ノウハウ、仕入価格等の取引価格に集約される機微な情報が多く含まれることから、同業他社との競争上の地位を害するおそれ大きいものと思料される。また、これらの情報は、上記(4)のとおり、参加人のプレスリリースやホームページ又は新聞報道等によって公にされておらず、また、既に本件対象文書において開示している情報や参加人のホームページ及び有価証券報告書で公表している情

報と照合したとしても、これら国外関連者の名称等を特定することはできない情報と認められる。したがって、これらの情報を開示することは、契約交渉等において不利益となるなど、事業活動に支障を及ぼすおそれや参加人及びその国外関連者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められるため、不開示とすることが妥当である。」だと思われる。

該当答申に係る対象文書を見分していないので、対象文書に即した意見は出せないが、前段に掲げた諸情報全てに不開示情報該当性があるという意味なのか、諸情報とおそれを総合的に判断して不開示情報該当性を判断しているか必ずしも判然としない。

そこで、後段の内容と答申で開示すべきとされた情報の記載を読むと、個別的論点を積み上げておそれに係る不開示情報該当性を論じているものと、次の二つの基準により判断しているものがある。

二つの基準とは、既に公表されている、マスコミ報道がなされたその他さまざま原因によって世の中に流通している情報には不開示情報該当性がないという基準と、個別に特定ができない情報には不開示情報該当性がないという基準である。二つの基準はおそれがない証明としては十分な基準であるが、反対解釈として特定可能な情報は全ておそれが存在するとの結論は引き出せない。そもそも法は原則開示であるから、おそれの立証責任は行政側にある。

特定できる情報であってもおその性質や内容を特定できず、おその現実的蓋然性を説明できなければ、不開示情報該当性があるとはいえない。

そもそも、上場会社の個別具体的な財務状況等の情報全てに不開示情報該当性があるなどありえない話である。特定法人Aには監査法人による監査が義務づけられており、不適切な会計処理が発覚すれば指摘を受け、また会社自身その事実を公表する制度となっている。会社自身説明しなければならない事項に属する。しかるに裁決書の基となる課税処分により、監査法人の指摘や会社自身による不適切な会計処理の釈明が行われた事実はない。

会計的に不適正処理でなかったことは明らかである。とするならば、せいぜい課税処分の争いは税法解釈の見解相違であり、そこにおそれは存在しない。会計処理や税務判断それだけでお

それが存在することはない。

やはり、全体的事実関係とさまざまな情報との関係で個別情報の不開示情報該当性を総合的に判断すべきであり、いきなり特定情報だからおそれがあるとの結論をすべきではない。おそれがあるとの判断つまり、不開示情報該当性判断の中心部分を特定情報該当性で代替させることはできない。面倒ではあっても、一つ一つの情報と企業環境との絡みで不開示情報該当性を判断すべきである。

(b) 裁決書 46 頁 16 行目二つ目及び 19 行から 20 行にかけてのマスク部分

この部分は裁決書の全記述から「寄付金」と判断される。調査担当者が発した言葉であり、周辺の情報から国税局が寄付金と判断したが特定法人 A はそう判断しなかったと読める。この情報は内部文書に直接書かれた内容に該当せず、単に国税局調査担当者の判断を記載したにすぎない。この部分を法人情報とするのは法人情報の範囲を違法に拡大するものである。課税処分庁に属する情報であってこのマスクによって特定法人 A の営業活動や経理処理の一部が特定できるわけでもない。おそれの存在以前の問題である。

c 諮問庁の理由 4 について

理由 4 は、法 5 条 6 号柱書きの不開示情報該当性であるが、理由 4 の説明では前記条文単独で不開示情報該当性を主張した部分は存在せず、いずれも 1 ないし 3 の理由に附従すると説明している。しかしながら、別紙 2 の 3 では別紙 1 の 2 及び 4 に該当するとした部分があり、別紙 1 と別紙 2 には矛盾があるが、単純ミスと考えられる。

いずれにしても、今回の理由説明では法 5 条 6 号柱書きの理由単独で不開示情報該当性があるとの主張ではないから、この理由を深く論ずる意味はない。

(ウ) 小括

諮問庁の理由書は、体裁は整えられているが、同じ案件を扱った異議決定書の開示部分と比較すると異同があり、明確な基準によって不開示決定がなされているとは言い難い。

会計・税法論理に凝縮されたテクニカルターム等を法人情報に含めるなど、法人情報の範囲を拡張することで、不開示情報該当性に引きつけている。

諮問庁は、上場企業の経理処理を秘匿したい情報とする俗論を止めるべきである。

エ 本件対象文書の争点内容と諮問庁の不開示決定動機について

裁決書の判断そのものを論ずることは本稿の目的を外れるので本来なら避けたいテーマである。しかし、争点1と争点4には共通性がある。争点1では他社の特別修繕を請求人の債務確定に引きつけている。一方争点4では受託企業が購入管理している部品について請求人の棚卸資産に引きつけている部分があるように見える。受託会社の当初の管理委託業務では受託会社の棚卸部品を相当期間使用し、ある程度期間が経過してからコンピュータ管理している物について諮問庁がその全部か相当部分を請求人の棚卸資産とみなす課税処分に見える。普通では考えにくい課税処分であることが不開示部分を多くした動機の可能性がある。

(5) 意見書4

諮問庁は法5条2号イ該当性の主張はおそれがあるかどうかの検討を個別具体的にすることなく、無条件に該当性を一般的・包括的に認めようとする傾向がある。

審査請求人がこれまで開示請求・審査請求等を行った経験則からすれば、プレスリリースがなく法人名が不詳かつ確認不能と考えられる場合には、ほとんどのケースにおいて(最終開示は当初の原処分からの場合、審査会答申の場合、判決の場合など区々さまざまであるが)最終的にはおそれがないとして納税者と課税庁の会計的事実関係・会計原則解釈・税法解釈などの争点に係るそれぞれの主張などが開示されている。

ところが、諮問庁及び審査会においてはプレスリリース等により、法人名が知られている場合、そのことを理由に一般的・広範囲包括的におそれの存在があるとするケースが多いように感じられる。

法本来の趣旨からすれば、個別具体的におそれの存在を判断すべきである。

該当条文を文理解釈すれば、法5条2号イ該当性の手順は第1段階として該当文書等の情報の性質を踏まえ法人情報の範囲を限定し、個別具体的な法人情報該当性を判断する。該当文書には法人に関する事実関係の外、文書作成機関の見解や判断、個別会計原則・税法規定の提示その他が含まれる。それらの中には文書全体からいっても法人情報とはいえない情報も含まれる。

第1段階の法人情報該当性のふるいにかけての上で、第2段階として当該法人情報のおそれ該当性を判断するという二段階の仕訳・ふるいにより、不開示情報該当性を判断することになるはずである。

法人名が知られている文書について、法人名が知られていない文書に比して、法人情報該当性がある程度拡張されることは理解できる。ミッシングリンクの一部が既知の連鎖として他の情報内容が未知である場合

に比べ情報の範囲が限定され明確性が高まる。しかし、法人名が知れていることが無制限に法人情報該当性を拡張する理由にはならない。法人情報該当性は一律ではなく、文書類型・個別事案ごとに範囲が伸縮する。

たとえば、法内容や会計原則の一般論・原則論を論じ個別課税処分に当てはめようとする場合に一般論・原則論は法人情報に当たらない。変則的なところがない通常の取引・相当性のある会計処理も法人情報とはいえない。

次にプレスリリースや報道有無との関わりからおそれ該当性を検討する。

警察などからリークされる情報を含め、情報が広範囲に社会的に共有される多くのケースは、基本的にその情報の基となる事実について社会的影響が強いことによる。

公文書とおそれとの関係からは以下のような類型が考えられる。

行側に法人の評価について降順に1, 2, 3と表示。1は良い評価, 2は中立, 3は悪い評価とする。列に行政機関の情報の量と法人情報量の比率を取り, Aを行政機関が取得した法人情報, Cを行政機関が作成した法人情報, Bを行政機関と法人とのやり取りを含む情報とすると9の組み合わせができる。

A Cについては、公開や非公開が法律や規則で初めから定められているもの、公共性の観点から時に公開されるものが混在する。悪い評価の場合には一般的におそれがあるとして開示されないが、例外的におそれと公開される社会的利益を比較考量し公開される場合があるのが実情と考えられる。

訴訟情報は典型的なBであり、本件対象文書は裁決書であるからB類型に属する。

本件対象文書は課税庁の課税処分を取り消しているものでB1もしくはB2類型に該当する。このような場合には中心的な論点・事実の概要について法人の利益を害する情報は相対的に少ないものと考えられる。また、中心的な論点・事実の概要以外の付随的事実についておそれがあるかどうかは個別具体的に検討されるべき筋合いである。

何度か指摘したように、諮問庁は異議決定書のほうが裁決書より不開示情報該当性が広がる文書と主張した。ならば、開示された異議決定書より開示度を高めることが当然である。

これも何度か指摘済みであるが、処分庁である国税不服審判所は自ら、納税者の主張が認められた裁決について原則公開すると表明している。不服審判所の公開理由は審査請求人同様おそれの存在が認められないからではないか。しかし、未だ納税者の主張が認められた本件について非公開部分が多い理由（特に争点について）を開陳していない。

B 3 の場合にはおそれが存在する蓋然性があるが、本件対象文書の基礎となる事実関係は個別法人への原処分である課税処分が異議決定・裁決の二段階を経て取り消された（ただし、取消部分が原処分の一部か全部については非開示部分が多く判断できない。一旦納税者の事実関係等に係る主張を否認した上で同じ処分について青色申告附記の不備という別の理由から取り消した可能性があることが全部取消かどうかの判断を難しくしている。）というものであり、B 1、B 2 に該当する。そのこと（かくかくしかじかの理由により課税処分が取り消されたという事実）は、該当法人にとって主要な法人情報から法 5 条 2 号イに記載されたおそれが生ずる理由はないということを示すものである。犯罪性はもちろんのこと、秘匿すべき理由はなく、課税処分を巡る中心的な論議・論点・主要な事実関係の開示がおそれにつながる可能性は低い。

特に会計解釈・税法解釈そのものとそれを導くために最低限必要とされる事実の概要摘示がおそれにつながることはない。

法人名が明らかであることを根拠に外形的・一律におそのれの存在を自動的に認めること、同じ事であるが、おそれ該当性を法人名認識の有無に置き換えることは個別具体的な実質的おそのれの判断を放棄するに等しい。

本件対象文書に係る課税処分には移転価格という視点が存在しないことから税法・会計に付随的・追加的論点が生じ、あるいは、その事実関係の一部におそれ該当性がある可能性もあり得ない。本件対象文書に係る課税処分はごく一般的な取引形態について、会計原則解釈と税法解釈が争われたものであり、普遍性・先例性が高い。

第一段階として個別性を踏まえた法人情報該当性判断、第二段階でおそのれの存在判断という法律的解释の手順を踏まえず、形式的・画一的オールオワナッシングの無条件的判断をすべきではない。法の趣旨に従い、おそのれない情報は開示されるべきである。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

審査請求人は、大阪国税不服審判所長（処分庁）に対して、「裁決書 大裁（法）平 2 3 特定番号」（本件対象文書）の開示請求（本件開示請求）を行った。

処分庁は、平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日付大管総第 1 9 5 号により、本件対象文書の一部には、別紙 2 に掲げるとおり、法 5 条 1 号、2 号イ及び 6 号柱書きに規定する不開示情報に該当する部分があるとして、一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、本件審査請求人は、原処分において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めていることから、以下、本件

不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件審査請求に至る経緯等について

- (1) 本件審査請求人は、処分庁に対し、平成25年1月21日に本件対象文書の開示請求を行った。
- (2) 処分庁は、上記(1)の開示請求に対し、平成25年2月5日付け大管総33により、対象文書の一部が法5条1号、2号イ及び6号柱書きに規定する不開示情報に該当するとして、一部開示決定(以下、第3において「前回原処分」という。)を行った。
- (3) 本件審査請求人は、国税庁長官に対し、平成25年3月28日に、前回原処分を取り消し、不開示とした部分の開示を求めて審査請求(以下、第3において「前回審査請求」という。)を行った。
- (4) 国税庁長官は、前回審査請求に対し、情報公開・個人情報保護審査会から、平成26年6月27日付け平成26年度(行情)答申第104号の答申(前回原処分を取り消すべきである旨の答申)を受け、平成26年8月18日付け国管総198により、前回原処分については、理由の提示に不備がある違法なものであるとして、取り消す旨の裁決を行った。
- (5) 処分庁は、上記(4)の裁決を受け、不開示理由の提示内容を改め、平成26年9月16日付け大管総144により、本件対象文書の一部には、別紙2に掲げるとおり、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに規定する不開示情報に該当する部分があるとして、一部開示決定を行った。
- (6) 本件審査請求人は、平成26年12月24日付け審査請求書に記載されているとおり、「その内容について、審査請求人は海外旅行の準備・帰還などで知ることが遅くなり、内容について大阪国税不服審判所に問い合わせた時には通常の法定の審査請求期限は経過していた。審査請求人には内容を知った日が遅いと理由で期限を経過していないとして争う方法もあったが、そのために返って時間と労力が失われる可能性が高いと判断し、改めて同一文書について開示を求める。」として、改めて平成26年12月1日に処分庁に対し、上記1のとおり本件開示請求を行った。

なお、上記問い合わせた日について、処分庁に確認したところ、平成26年11月28日であった。

3 不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性

ア 法5条1号の規定について

法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはで

きないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、不開示としている。

イ 本件不開示部分のうち別紙2の1に掲げる部分について

本件不開示部分のうち別紙2の1に掲げる部分（以下「本件不開示部分1」という。）には、特定個人の氏名、役職、所属名等が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができる情報であるから、法5条1号前段の不開示情報に該当すると認められる。

また、国税通則法では、国税不服審判所（以下、第3において「審判所」という。）における審理を公開することは求められておらず、実際にも審判所における審理は公開していないこと、さらに、審判所において裁決結果を公表する場合には、固有名詞を匿名にするなど、国税に関する法律に基づく処分に対する審査請求（以下、第3において「国税関係審査請求」という。）を行った審査請求人等の秘密保持に十分に配慮して行うこととしており、本件対象文書に記載されている法人である課税の審査請求人（以下「本件国税関係審査請求人」という。）に係る国税関係審査請求（以下「本件国税関係審査請求」という。）についても、同様の対応がとられていることが認められる。

したがって、本件不開示部分1は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、法5条1号ただし書きイに規定する情報に該当しない。さらに、同号ただし書きロ又はハに規定する情報に該当するものでもない。

ウ 本件不開示部分のうち別紙2の2に掲げる部分について

処分庁は、本件不開示部分のうち、別紙2の2に掲げる部分（以下「本件不開示部分2」という。）を法5条2号イの不開示情報に該当するとしている。

しかしながら、当該部分には、特定の個人の氏名が記載されており、法5条2号イの不開示情報に該当せず、上記イと同様に、同条1号前段の不開示情報に該当すると認められるため、同号の不開示理由を追加する。

エ 本件審査請求人の主張について

本件審査請求人は、「本件対象文書に個人に関する情報に該当する記載があるとしても、例えば1頁目の代表者のように『法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報』（法5条1号ただし書きイ）であって、不開示とできない情報である（本件国税関係審査請求人は、特定証券取引所に上場している企業であり、代表者名は公にされている。）」旨の主張をしているので、以下、検討する。

本件対象文書の1頁目の「代表者」部分（別紙2の1の1頁の不開

示部分)には、本件国税関係審査請求人の代表者の氏名及び職名が記載されている。

本件国税関係審査請求に係る裁決書送達時において、本件国税関係審査請求人には、代表者が複数名おり、また本件国税関係審査請求人は本件国税関係審査請求を担当した代表者を公表した事実もないことから、本件国税関係審査請求人の名称が明らかにされたとしても、本件対象文書に記載されている代表者は公にされ又は公にすることが予定されている情報とまではいえない。

したがって、当該部分については、法5条1号ただし書イに規定する情報に該当しないため、本件審査請求人の主張には理由がない。

(2) 法5条2号イ該当性

ア 法5条2号イの規定について

法5条2号イは、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、不開示としている。

イ 本件不開示部分のうち別紙2の3及び4(以下「本件不開示部分3」という。)に掲げる部分について

(ア) 別紙2の3に掲げる部分について

本件不開示部分のうち別紙2の3に掲げる部分には、本件国税関係審査請求人又はその特定外国子会社等の経費処理の方法・内容、確定申告における申告調整の方法、財務状況及び確定申告状況等について具体的に記載されている。

(イ) 別紙2の4に掲げる部分について

本件不開示部分のうち別紙2の4に掲げる部分には、本件国税関係審査請求人と他社との取引や交渉の内容、他社との契約書の内容、取引における他社との費用負担額及び本件国税関係審査請求人内における決裁や承認に係る内部文書等について具体的に記載されている。

(ウ) 過去の答申における裁決書の不開示情報該当性について

上場企業である法人自身による適時開示規則に沿った、裁決書を受領したという旨のプレスリリースやホームページへの掲載、及びそれに伴う新聞報道等が行われている場合、法人の名称は、開示請求者が開示請求を行った段階で、広く公にされた情報であり、このような場合、法人の名称を開示したとしても、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、当該法人についての法5条2号イの不開示情報該当性は認められないとされ、また、このように法人の名称が明らかにされたという前提の下で、法人自身により既に開示されている情報と同一の情報又は取引

形態の一般的な表現等が記載されているのみの情報については、開示されたとしても法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないが、その余の財務状況等が具体的に記載されている部分については、開示することにより契約交渉等において不利益となるなど、法人の利益、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当するとされている（平成23年度（行情）答申第514号）。

（エ）本件国税関係審査請求人自身又は審判所による公表の事実とその範囲について

本件国税関係審査請求人は、平成24年5月に、審判所から判決を受けた旨の発表をホームページに行い、これに伴い新聞報道がされている。しかしながら、本件不開示部分に係る情報は、当該発表においても、本件国税関係審査請求人により明らかにされた情報と同一の情報ではなく、また、一般的な表現又は取引形態の一般的な表現が記載されているのみの情報でもない。

さらに、審判所では、本件国税関係審査請求人の上記発表以前に、本件審査請求人以外の者からの法に基づく開示請求を受け開示決定を行っているが、その際、本件国税関係審査請求人の名称や本件国税関係審査請求人の名称が明らかになるような法人関連情報に加え、本件不開示部分3についても不開示としているところであり、本件不開示部分3が、本件国税関係審査請求人自身又は審判所によって、これまでに公にされた事実はない。

（オ）本件不開示部分3の不開示情報該当性について

本件は、上記（エ）のとおり、本件国税関係審査請求人自身により判決を受けた旨が公表されているため、原処分では本件国税関係審査請求人の名称を開示し、本件対象文書が本件国税関係審査請求人に係るものであることが明らかにされている。この事実を前提とすれば、上記（ウ）より、本件対象文書のうち、本件国税関係審査請求人自身により既に公表されている情報と同一の情報であり、本件国税関係審査請求人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないから、その範囲では開示することになる。

つまり、上記（エ）のような公表がされている状況下であっても、本件対象文書のうち、これまでに本件国税関係審査請求人及び審判所により公表されていない部分については、当然に開示すべきことにはならず、個々の情報ごとに法5条2号イの不開示情報に該当するかどうかの検討をする必要がある。

以上を踏まえ検討するに、本件不開示部分3は、上記（ア）及び（イ）のとおり、本件国税関係審査請求人又はその特定外国子会社

等の経費処理の方法・内容等、競合する法人には知られたくない情報であって、公にすることにより、契約交渉等において不利益となると認められる。そして、当該部分については、上記（エ）のとおり、これまでに公にされていない情報であり、また、取引形態の一般的な表現等が記載されているのみの情報ではないと認められることから、本件国税関係審査請求人又はその特定外国子会社等の利益、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は法5条2号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

ウ 本件不開示部分のうち別紙2の5に掲げる部分について

処分庁は、本件不開示部分のうち、別紙2の5に掲げる部分（以下「本件不開示部分4」という。）を法5条1号前段の不開示情報に該当するとしている。

しかしながら、当該部分には、本件国税関係審査請求人が他社との取引における交渉の時期について記載されており、法5条1号の不開示情報に該当せず、上記イと同様に、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められるため、同号イの不開示理由を追加する。

（3）法5条6号柱書き該当性

ア 法5条6号柱書きの規定について

法5条6号柱書きは、国が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、不開示としている。

イ 本件不開示部分について

本件不開示部分のうち、本件不開示部分1及び2は、上記（1）のとおり、特定の個人に係る情報であり、本件不開示部分3及び4は、上記（2）のとおり、本件国税関係審査請求人又はその特定外国子会社等に係る情報である。

そして、これらの情報を公にした場合、後日このような情報を開示されることを恐れて本件国税関係審査請求人が主張を行う際にちゅうちょし、また、本件国税関係審査請求人及び関係人が証拠資料等の提出を拒むなどの事態が発生し、これにより、審判所の審査事務に支障が生じ、本件国税関係審査請求人の正当な権利の救済ができなくなるなど審判所が行う事務の適正な遂行に支障を来たすおそれがあるため、これらの情報は、法5条6号柱書きの不開示情報にも該当する。

ウ 本件審査請求人の主張について

本件審査請求人は、本件国税関係審査請求人が自ら一般に開示している秘密ではないような情報については、これを審判所が開示しても、

当該法人の利益は何ら害されず、当該法人の不信を招くこともないから、法5条6号を理由に裁決の開示を阻むことはできない旨主張する。

しかしながら、本件不開示部分が同号柱書きの不開示情報に該当することについては、上記イのとおりであり、この点についての本件審査請求人の主張には理由がない。

4 本件審査請求人のその他の主張について

本件審査請求人は、本件対象文書について、本件審査請求人に対して過去に開示された別件国税関係審査請求事案に係る裁決書と比較して本件対象文書の開示度が大幅に低下している旨主張する。

しかし、裁決書の開示・不開示の判定は、法の不開示情報該当性の有無に基づき行われるべきであり、不開示情報がどの程度含まれているかは、個別の裁決書により異なることから、過去の裁決書との比較により不開示情報の適否を論ずることは不適當である。

また、本件審査請求人は、最低限、課税要件と照合できる事実関係の枠組みと、原処分庁の事実関係を踏まえた法令解釈は開示されるべきであり、普通名詞で契約内容・会計用語・税法用語を表現している部分は不開示とする理由が見当たらないことその他、裁決内容の検証のために開示が必要である等主張するが、そもそも法において、開示・不開示の判断に当たって、法5条各号に規定された不開示情報に該当するか否かを判断すれば足るものであり、また、本件対象文書については、普通名詞で契約内容等を説明している部分だけでもそれを開示することにより、法人の内部管理情報がうかがわれ、法5条2号イに規定する当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、これらについての本件審査請求人の主張には理由がない。

5 結論

以上のことから、本件不開示部分は、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに規定する不開示情報に該当することから、処分庁が行った原処分は妥當であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--------------------|
| ①平成27年3月23日 | 諮問の受理 |
| ②同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③同年4月9日 | 審議 |
| ④同月22日 | 審査請求人から意見書1及び資料を收受 |
| ⑤同年5月29日 | 審査請求人から意見書2及び資料を收受 |
| ⑥同年9月9日 | 審査請求人から資料を收受 |
| ⑦同年10月9日 | 審査請求人から意見書3及び資料を收受 |
| ⑧平成28年4月11日 | 審査請求人から意見書4を收受 |

⑨同年5月12日 本件対象文書の見分及び審議

⑩同年6月2日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定法人A（本件国税関係審査請求人）に対して行われた大阪国税局長による法人税の更正処分に対する審査請求（本件国税関係審査請求）について、国税不服審判所長が発出した裁決書であり、処分庁は、本件対象文書の一部が法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分において不開示とされた部分（本件不開示部分）の開示を求め、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 当審査会において見分したところ、本件対象文書は、大別すると、①主文と理由から構成されている「裁決書本文」（1頁～70頁）、②本件国税関係審査請求に至る経緯、更正の理由附記（抜粋）並びに争いのある各事業年度の所得金額及び法人税額等についての大阪国税局長の主張額と国税不服審判所長が裁決において認定した額との比較等を記載した「裁決書別表」（71頁～75頁）並びに③関係法令等及び各争点に係る当事者の主張の対比等が記載された「裁決書別紙」（76頁～131頁）により構成されていることが認められる。

(2) 本件対象文書について

ア 裁決書本文について

裁決書本文の不開示部分には、①特定法人Aの従業員等の氏名・役職等、②特定法人A（本件国税関係審査請求人）以外の法人の名称、③特定法人Aと取引先との間の交渉・取引の経緯及び内容並びに当該取引に係る契約書等の内容、④特定法人Aやその特定外国子会社等の経費処理の方法・内容、⑤国税不服審判所長が裁決において採用した所得金額等の算定に係る各要素の内容や要件等に係る情報の全部又は一部が記載されている。

イ 裁決書別表について

裁決書別表の不開示部分には、①本件国税関係審査請求に至るまでの経緯、②更正の理由附記（抜粋）及び③所得金額の算出過程等が詳細に記載されている。

ウ 裁決書別紙について

裁決書別紙の不開示部分には、①本件国税関係審査請求に対する裁決により変更される税額等及び算出過程、②関係法令等並びに③当事

者の主張が記載されている。

(3) 別紙2の1及び2に掲げる不開示部分について

ア 別紙3の番号1に掲げる部分について

(ア) 法5条1号該当性について

別紙2の1及び2に掲げる不開示部分について、諮問庁は、特定個人の氏名、役職、所属名等が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができる情報であるから、法5条1号前段の不開示情報に該当する旨説明する。

しかしながら、別紙2の1に掲げる不開示部分のうち、別紙3の番号1に掲げる部分については、開示部分の記載から容易に推測できる情報であり、当該部分を公にしても、特定個人を特定することはできず、特定個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法6条2項により部分開示すべき場合に該当する。

(イ) 法5条6号柱書き該当性について

別紙2の1及び2に掲げる不開示部分について、諮問庁は、特定の個人に係る情報であり、これらの情報を公にした場合、後日このような情報を開示されることを恐れて国税関係審査請求人が主張を行う際にちゅうちょし、また、国税関係審査請求人及び関係人が証拠資料等の提出を拒むなどの事態が発生し、これにより、審判所の審査事務に支障が生じ、国税関係審査請求人の正当な権利の救済ができなくなるなど審判所が行う事務の適正な遂行に支障を来たすおそれがあるため、これらの情報は、法5条6号柱書きの不開示情報にも該当する旨説明する。

しかしながら、別紙2の1に掲げる不開示部分のうち、別紙3の番号1に掲げる部分については、上記(ア)のとおり、開示部分の記載から容易に推測できる情報であり、当該部分を公にしても、特定個人を特定することはできず、特定法人A等が、情報を開示されることを恐れて主張をちゅうちょしたり証拠資料等の提出を拒んだりするなどのおそれがあるとは認められないから、国税不服審判所の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められず、法5条6号柱書きに該当しない。

(ウ) したがって、別紙3の番号1に掲げる部分は、法5条1号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ その他の部分について

(ア) 特定法人Aの従業員等の氏名等について

別紙2の1及び2に掲げる不開示部分(上記ア(別紙3の番号1に掲げる部分)及び別紙2の1の番号112ないし番号114に掲げる部分を除く。)には、特定法人Aの従業員等の氏名及び役職、所

属名等が記載されており，これらの情報は特定の個人を識別することができる情報であることから，法5条1号本文前段に該当し，また，同号ただし書のイからハまでに該当する事情も認められない。

さらに，当該情報は，特定の個人を識別することとなる部分に該当するため，法6条2項の部分開示の余地もない。

したがって，当該部分は，法5条1号の不開示情報に該当するため，同条6号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(イ) 調査担当者の氏名について

別紙2の1に掲げる不開示部分のうち，番号112ないし114に掲げる部分には，特定法人Aの調査を担当した者の氏名が記載されており，これらの情報は，法5条1号本文前段の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。

そこで，法5条1号ただし書該当性について検討する。

当該調査担当者の氏名は，国税当局と特定法人Aとの間で争われた当該調査における調査手続の当，不当に関する記述部分において記載されているものと認められる。

当該調査担当者はいずれも公務員であるところ，当該不開示部分に記載されている氏名は，職務遂行に係る情報であると認められる。

しかしながら，これを公にした場合，当該調査担当者が当該調査に関与したことが明らかとなり，同僚，知人等から当該調査担当者が不当な調査手続を行ったと誤認されるおそれがあるなど，個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから，「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)の「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当し，また，これらの情報を公にする慣行はないと認められる。

よって，これらの情報については，同号ただし書イに該当せず，また，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって，当該調査担当者の氏名は，法5条1号本文前段に該当し，法6条2項による部分開示を行うことはできないから，不開示とすることが妥当である。

(4) 別紙2の3に掲げる不開示部分について

ア 別紙3の番号2，番号3及び番号6ないし番号12に掲げる部分について

(ア) 法5条2号イ該当性について

諮問庁は，別紙2の3に掲げる不開示部分について，特定法人Aの経理処理の方法・内容，確定申告における申告調整の方法，財務

状況及び確定申告状況等についての具体的な記載があるところ、これらは、特定法人Aの財務体質に関する重要な情報であり、かつ競合他社には知られたくない情報であって、競合他社その他の第三者が知ることとなれば、契約交渉等において特定法人が競争上不利な立場に置かれるおそれがあるため、これらの情報は、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに規定する不開示情報に該当する旨説明する。

しかしながら、別紙2の3に掲げる不開示部分のうち、別紙3の番号2、番号3及び番号6ないし番号12に掲げる部分については、原処分において既に開示されている情報と同一の情報又は取引に関する資料の一般的な表現であり、これを公にしても、特定法人Aが契約交渉等において競争上不利な立場に置かれるおそれがあるとは認められないから、特定法人Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、法5条2号イに該当しない。

(イ) 法5条6号柱書き該当性について

別紙2の3に掲げる不開示部分について、諮問庁は、国税不服審判所においては、同審判所が行った調査の内容や検討内容等審理の過程に関する情報は非公開とされているところ、当該不開示部分を公にした場合、後日このような情報を開示されることを恐れて国税関係審査請求人が主張を行う際にちゅうちょし、また、国税関係審査請求人及び関係人が証拠資料等の提出を拒むなどの事態が発生し、これにより、同審判所の審査事務に支障が生じ、国税関係審査請求人の正当な権利の救済ができなくなるなど同審判所が行う事務の適正な遂行に支障を来たすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当する旨説明する。

しかしながら、別紙2の3に掲げる不開示部分のうち、別紙3の番号2、番号3及び番号6ないし番号12に掲げる部分は、上記(ア)のとおり、原処分において既に開示されている情報と同一の情報又は取引に関する資料の一般的な名称であり、これを公にしても、特定法人A等が、情報を開示されることを恐れて主張をちゅうちょしたり証拠資料等の提出を拒んだりするなどのおそれがあるとは認められないから、国税不服審判所の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められず、法5条6号柱書きに該当しない。

(ウ) したがって、別紙3の番号2、番号3及び番号6ないし番号12に掲げる部分は、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ その他の部分について

別紙2の3に掲げる不開示部分のうち、上記アの部分を除く部分の公表状況について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、いずれも特定法人Aのプレスリリース、報道等によって公にされていないことが認められる。

そこで検討すると、当該部分は、原処分において既に開示されている情報や特定法人Aのウェブサイトで公表している情報と照合しても特定したり容易に推測したりすることはできない情報であると認められること、同法人等の本件に関連する取引等に係る個別具体的な情報であって事業上秘匿性の高いものと認められることに鑑みると、これを公にすることにより、同法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 別紙2の4及び5に掲げる部分について

ア 別紙3の番号4及び番号5に掲げる部分について

(ア) 法5条2号イ該当性について

諮問庁は、別紙2の4に掲げる不開示部分について、特定法人Aと他社との取引における交渉の内容、契約書の内容及び費用分担額並びに本件国税関係審査請求人内における決裁や承認に係る内部文書等についての具体的な記載があるところ、これらは、特定法人A又はその特定外国子会社等の経費処理の方法・内容等、競合する法人には知られたくない情報であって、競合他社その他の第三者が知ることとなれば、契約交渉等において特定法人Aが競争上不利な立場に置かれるおそれがあり、これらの情報を公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに規定する不開示情報に該当する旨説明する。

別紙2の4に掲げる不開示部分のうち、別紙3の番号4及び番号5に掲げる部分については、本件国税関係審査請求において争点となった問題に関する情報が記載されていることが認められる。当審査会において確認したところ、これらの情報は、国税不服審判所の「裁決要旨検索システム」に登録され、同審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報と同一の情報であって、本件対象文書の裁決番号、争点等から特定することが可能な情報であると認められ、これを公にしても、特定法人Aが契約交渉等において競争上不利な立場に置かれるおそれがあるとは認められないから、特定法人Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあ

るとは認められず、法5条2号イに該当しない。

(イ) 法5条6号柱書き該当性について

裁決書本文の不開示部分のうち、別紙2の4に掲げる部分について、諮問庁は、国税不服審判所においては、同審判所が行った調査の内容や検討内容等審理の過程に関する情報は非公開とされているところ、裁決書本文の不開示部分を公にした場合、後日このような情報を開示されることを恐れて国税関係審査請求人が主張を行う際にちゅうちょし、また、国税関係審査請求人及び関係人が証拠資料等の提出を拒むなどの事態が発生し、これにより、同審判所の審査事務に支障が生じ、国税関係審査請求人の正当な権利の救済ができなくなるなど同審判所が行う事務の適正な遂行に支障を来たすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当する旨説明する。

しかしながら、裁決書本文の不開示部分のうち、別紙3の番号4及び番号5に掲げる部分は、上記(ア)のとおり、国税不服審判所の「裁決要旨検索システム」に登載され、同審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報と同一の情報であり、本件対象文書の裁決番号、争点等から特定することが可能な情報であると認められ、これを公にしても、特定法人A等が情報を開示されることを恐れて主張をちゅうちょしたり証拠資料等の提出を拒んだりするなどのおそれがあるとは認められないから、国税不服審判所の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められず、法5条6号柱書きに該当しない。

(ウ) したがって、別紙3の番号4及び番号5に掲げる部分は、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ その余の部分

別紙2の4及び5に掲げる不開示部分(別紙3の番号4及び番号5に掲げる部分を除く。)の公表状況について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、いずれも特定法人Aのプレスリリース、報道等によって公にされていないことが認められる。

そこで検討すると、当該部分は、原処分において既に開示されている情報や特定法人Aのウェブサイトで公表している情報等と照合しても特定したり容易に推測したりすることはできない情報であると認められること、同法人等の本件に関連する取引等に係る個別具体的な情報であって事業上秘匿性の高いものと認められることに鑑みると、これを公にすることにより、同法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、別紙2の4及び5に掲げる不開示部分(別紙3の番号4及び番号5に掲げる部分を除く。)は、法5条2号イに該当し、同

条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 付言

開示決定等において示された不開示部分に関する記載において、不開示部分を特定する行数に、空白の行を含めて数えた部分とこれを含めずに数えた部分が混在していることが認められた。

このような記載は、不開示部分の特定が不明確となると考えられることから、処分庁及び諮問庁においては、今後の開示請求に適切に対応することが望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別紙3の「開示すべき部分」欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙3に掲げる部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙 1（不開示理由）

- 1 特定個人の氏名、役職、所属名等（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が記載されており、これらの情報は、その記述により特定の個人を識別することができるものであるから、法5条1号前段に規定する不開示情報に該当する。
- 2 特定法人の経理処理の方法・内容、確定申告における申告調整の方法、財務状況及び確定申告状況等についての具体的な記載があり、これらは、特定法人の財務体質に関する重要な情報であり、かつ競合他社には知られたくない情報であるから、競合他社その他の第三者が知ることとなれば、契約交渉等において特定法人が競争上不利な立場に置かれるおそれがある。したがって、これらの情報は、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに規定する不開示情報に該当する。
- 3 特定法人と他社との取引や交渉の内容、他社との契約書の内容、取引における他社との費用負担額及び特定法人内における決裁や承認に係る内部文書等についての具体的な記載があり、これらの情報を競合他社その他の第三者が知ることとなった場合、特定法人の営業秘密や事業戦略に関する内部の意思決定過程が公開され、特定法人が競争上不利な立場に置かれるおそれがある。したがって、これらの情報は、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに規定する不開示情報に該当する。
- 4 国税不服審判所においては、審理の過程に関する情報を非公開としていくところ、本件のように裁決書の名宛人情報を開示した上で、上記1ないし3の理由により不開示とした情報を公開した場合、国税に関する審査請求における円滑な主張や証拠の提出等を阻害し、国税不服審判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、各不開示部分は、法5条6号柱書きに規定する不開示情報にも該当する。

別紙 2 (本件不開示部分)

1 別紙 1 の 1 及び 4 に該当するとした部分

番号	頁	不開示部分
1	1	不開示部分の全て
2	2 5	8 行目
3	2 5	2 2 行目ないし 2 4 行目の 1 番目
4	2 5	2 6 行目
5	2 6	4 行目の 2 番目及び 5 行目
6	2 7	1 2 行目
7	2 7	1 5 行目の 1 番目
8	2 7	1 6 行目の 1 番目
9	2 7	1 7 行目の 2 番目
1 0	2 7	2 5 行目の 1 番目及び 2 番目
1 1	2 7	2 7 行目の 1 番目ないし 3 番目
1 2	2 7	2 8 行目の 2 番目
1 3	2 7	2 9 行目の 3 番目及び 3 0 行目
1 4	2 8	5 行目の 1 番目
1 5	2 8	1 0 行目の 2 番目
1 6	2 8	1 2 行目の 2 番目
1 7	2 8	1 3 行目の 2 番目及び 1 5 行目の 1 番目
1 8	2 8	1 7 行目の 1 番目及び 2 番目
1 9	2 8	1 9 行目の 2 番目
2 0	2 8	2 3 行目
2 1	2 8	2 7 行目
2 2	2 8	2 8 行目の 2 番目
2 3	2 9	7 行目
2 4	2 9	2 2 行目の 1 番目
2 5	2 9	2 9 行目
2 6	3 0	1 行目の 3 番目及び 4 行目
2 7	3 0	2 3 行目の 1 番目
2 8	3 3	6 行目及び 7 行目の 1 番目
2 9	3 3	1 1 行目の 2 番目
3 0	3 3	1 3 行目の 2 番目ないし 1 4 行目
3 1	3 3	1 7 行目
3 2	3 5	1 行目の 2 番目
3 3	3 5	2 行目

番号	頁	不開示部分
34	35	17行目の1番目及び2番目
35	36	7行目の1番目ないし3番目
36	36	8行目の2番目
37	38	20行目の1番目及び2番目
38	38	25行目及び26行目の1番目
39	38	26行目の3番目及び27行目の1番目
40	38	29行目の1番目
41	39	4行目
42	39	7行目及び8行目の1番目
43	39	11行目の1番目
44	39	14行目
45	39	21行目
46	39	28行目ないし30行目
47	40	5行目
48	40	9行目
49	40	26行目及び28行目の1番目
50	41	2行目
51	41	20行目の3番目及び21行目
52	42	2行目及び3行目の1番目
53	42	3行目の3番目及び4行目の1番目
54	42	5行目の2番目及び6行目の1番目
55	42	11行目の1番目及び2番目
56	42	13行目の1番目及び2番目
57	42	14行目の2番目
58	42	21行目の1番目及び2番目
59	42	23行目の1番目及び2番目
60	42	24行目の2番目
61	42	28行目の1番目及び2番目
62	42	30行目の1番目及び2番目
63	43	1行目の2番目
64	43	5行目及び6行目
65	43	14行目ないし19行目の1番目
66	43	21行目の1番目
67	43	22行目の2番目及び23行目の1番目
68	43	28行目の2番目

番号	頁	不開示部分
69	43	30行目の2番目
70	44	1行目及び3行目の1番目
71	44	4行目の1番目
72	44	10行目の1番目及び2番目
73	44	12行目
74	44	13行目の2番目及び15行目の1番目
75	44	19行目の2番目
76	44	21行目の2番目
77	44	22行目の2番目及び24行目の1番目
78	44	26行目の1番目
79	44	29行目の2番目
80	45	2行目
81	45	6行目
82	45	8行目
83	45	11行目の2番目ないし19行目
84	45	20行目の2番目
85	46	7行目
86	46	23行目
87	47	11行目及び12行目
88	47	13行目の2番目ないし14行目
89	47	18行目及び19行目の1番目
90	47	21行目ないし23行目
91	50	11行目の2番目及び12行目
92	51	10行目及び11行目
93	51	20行目
94	51	27行目
95	52	1行目の2番目ないし2行目
96	52	17行目ないし20行目の1番目
97	52	23行目及び24行目の1番目
98	52	25行目の2番目及び26行目の1番目
99	52	30行目の1番目
100	53	1行目の2番目
101	53	3行目の1番目及び2番目
102	53	7行目の1番目及び2番目
103	53	23行目の1番目
104	53	24行目の2番目

番号	頁	不開示部分
105	57	30行目
106	59	26行目及び27行目の1番目
107	62	21行目ないし23行目
108	63	1行目の1番目
109	63	4行目及び5行目
110	63	12行目ないし17行目
111	63	25行目の1番目
112	63	30行目
113	64	1行目ないし8行目
114	64	17行目
115	105	原処分庁欄の23行目及び24行目
116	106	原処分庁欄の8行目及び9行目の1番目
117	106	請求人欄の15行目の1番目
118	112	原処分庁欄の3行目ないし6行目
119	112	請求人欄の14行目
120	119	原処分庁欄の3行目及び4行目
121	119	原処分庁欄の14行目及び15行目
122	119	請求人欄の10行目ないし12行目
123	120	原処分庁欄の5行目
124	123	原処分庁欄の1行目及び2行目
125	123	請求人欄の21行目及び22行目
126	123	請求人欄の24行目ないし29行目
127	124	原処分庁欄の18行目
128	124	原処分庁欄の23行目

2 上記1に該当するとした部分（不開示理由の追加）

頁	不開示部分
51	21行目

3 別紙1の2及び4に該当するとした部分

頁	不開示部分
2	4行目及び5行目
2	11行目ないし19行目
2	25行目ないし29行目
3	7行目及び8行目
3	30行目

頁	不開示部分
4 及び 5	不開示部分の全て
6	3 行目及び 4 行目
1 2	2 1 行目及び 2 2 行目
1 5 ないし 2 4	不開示部分の全て
5 4	2 1 行目
5 5 及び 5 6	不開示部分の全て
5 7	2 5 行目ないし 2 8 行目
5 8	不開示部分の全て
5 9	1 行目ないし 2 5 行目
5 9	2 7 行目の 2 番目ないし 2 9 行目
6 0 及び 6 1	不開示部分の全て
6 2	2 行目
6 3	1 行目の 2 番目及び 3 行目
6 3	7 行目
6 3	1 9 行目
6 3	2 5 行目の 2 番目
6 4	1 0 行目及び 1 6 行目
6 5	不開示部分の全て
6 7	8 行目ないし 2 8 行目
7 1 ないし 7 5	不開示部分の全て
7 7 ないし 8 2	不開示部分の全て
8 4 ないし 8 6	不開示部分の全て
9 0 ないし 1 0 3	不開示部分の全て
1 0 4	原処分庁欄及び請求人欄の不開示部分の全て
1 2 0	争点 4 の説明書き 1 行目
1 2 0	請求人欄の不開示部分の全て
1 2 1 及び 1 2 2	不開示部分の全て
1 2 3	原処分庁欄の 3 行目ないし 1 5 行目
1 2 3	請求人欄の 1 行目ないし 2 0 行目
1 2 4	原処分庁欄の 1 行目ないし 1 6 行目
1 2 4	原処分庁欄の 1 8 行目及び 1 9 行目
1 2 4	原処分庁欄の 2 3 行目ないし 2 8 行目
1 2 4	請求人欄の不開示部分の全て
1 2 5 ないし 1 3 0	不開示部分の全て

4 別紙 1 の 3 及び 4 に該当するとした部分

上記 1 , 2 及び 3 以外の不開示部分

5 上記 4 に該当するとした部分（不開示理由の追加）

頁	不開示部分
5 0	2 1 行目

別紙 3（開示すべき部分）

	番号	枚目	開示すべき部分
裁 決 書 本 文	1	1	「代表者」の職名
	2	3	7行目及び8行目
	3	19	12行目17文字目及び18文字目
	4	38	14行目30文字目ないし33文字目
	5	38	15行目2文字目ないし5文字目
裁 決 書 別 表	6	71	表の「更正処分等」の「年月日」欄のうち最も新しい更正処分等に係る「年月日」欄
裁 決 書 別 紙	7	90	原処分庁欄1行目9文字目及び10文字目
	8	90	原処分庁欄9行目8文字目及び9文字目
	9	90	原処分庁欄18行目
	10	90	請求人欄1行目9文字目及び10文字目
	11	91	原処分庁欄1行目
	12	98	原処分庁欄20行目2文字目及び3文字目

（注）「枚目」については、裁決書本文から続く通しの頁を示す。

表中の行数については、各頁の記載部分における行数を示し、原処分庁欄及び請求人欄の行数は、各欄の記載部分における行数を示す（空白の行も数え、各頁の最上部右の審査請求人名部分は数えない）。

表中の文字数については、句読点及び半角文字（数字・記号・アルファベット）も1文字と数える。